

3 区域（防除面積はア：20.8ha、イ：20.5ha、ウ：28ha）について調査した。各散布区域内から散布地区の外側に向けて区域アは北及び東の2方向、区域イは南方向、区域ウは西方向に調査ラインを計4方向設け、各ラインの散布区境界から50m、100m地点、及び散布区域に囲まれた保全対象地点（散布区域アの圃場から約200m離れた公共施設敷地内）の散布4日後まで毎日の大気中農薬を調査した。

この結果、エトフェンプロックスは散布区域アの散布直後に $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ および $0.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、散布約4時間後に $1.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 検出された。その他は、全ての調査地点において検出限界（ $0.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (60/捕集)又は $0.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (120/捕集))以下となった。なお、各調査ラインは第1日以降連続的に散布された地域と接しているが、いずれの調査日においても検出限界以下となった。

表7 各調査地点におけるエトフェンプロックスの気中濃度

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査時期		散布区域内	北側ライン①		東側ライン②	
			45m	100m	50m	100m
散布前(7/20)	13時	<0.2	—	<0.2	—	—
散布当日(7/22)	散布中①	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
	散布直後	2.0	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
	散布中②	<0.4	—	—	—	—
	散布中③	<0.4	—	—	—	—
	散布直後	0.4	—	—	—	—
	13時	1.3	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布1日後(7/23)	3時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.3	<0.2
	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布2日後(7/24)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布3日後(7/25)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布4日後(7/26)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

調査時期		南側ライン③		西側ライン④		保全対象施設
		50m	100m	50m	127m	
散布前(7/20)	13時	—	<0.2	—	—	<0.2
散布当日(7/22)	散布中①	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
	散布中②	—	—	<0.4	<0.4	—
	散布直後	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布1日後(7/23)	3時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布2日後(7/24)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
散布3日後(7/25)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—
散布4日後(7/26)	13時	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—

平成18年度「天敵農薬に係る調査」結果の概要

1. 調査の目的

本調査は、現在農薬登録され一般に使用されている天敵農薬について、放飼されたハウス周辺での拡散、放飼実績のない地域での定着の実態を調査するとともに、土着天敵との競合の有無等、生態系にどのような影響を与えているかを明らかにする目的で実施されている。調査対象種は平成17年度から調査を開始したコレマンアブラバチ (*Aphydius colemani*) とした。

2. 調査結果の概要

調査は神奈川県、広島県、徳島県の3県において実施された。各県における概要を以下に記す。

神奈川県では、天敵放飼施設からの拡散と定着の実態についてムギクビレアブラムシ寄生の植物(ムギ)トラップを用いて調査が行われた。平成17年12月から18年7月までコレマンアブラバチを放飼、定着させたイチゴ栽培施設の隣接地にトラップを設置した結果、7月3日に採集されたマミー(蛹)から羽化したアブラバチ8頭のうち当該種が4頭確認され、採集個体数は少ないながら放飼施設からの拡散が認められた。しかし、イチゴを放飼施設から撤去した後の調査では、当該種を含めアブラバチのマミーは採集されなかった。過去にコレマンアブラバチ放飼実績のある地区とない地区において行われた調査では、放飼実績のある地区のみアブラバチが採集されたが、個体数は7月～9月に15頭と少なく、当該種は含まれなかった。

広島県では、天敵放飼後の分散と定着についてモモアカアブラムシ寄生の植物(タバコ)トラップを用いて調査が行われた。施設からの分散状況を作成するために広島県農業試験場内において6月、7月および8月の各月1回、当該種成虫約1500頭を基点に放飼した。基点より2方向に100mまでトラップを設置した結果、当該種は採集されず在来寄生蜂であるギフアブラバチが最も多く採集された。放飼終了約1ヶ月後の9月に放飼地点周辺の様々なアブラムシ類(種は未同定)の寄生蜂を調査したところ、採集された寄生蜂は全て在来種でギフアブラバチが多かった。

徳島県では、天敵放飼後の分散と定着について、モモアカアブラムシを寄生させた植物(ピーマン)トラップとムギクビレアブラムシを寄生させた植物(コムギ)トラップを用いて調査を行った。天敵放飼地区とした徳島県農業研究所では大型ガラスハウス2棟に当該種を平成18年1月に2回、6月に1回放飼し、周辺の10地点に平成18年3月から平成19年2月までトラップを設置したところ、5月、6月に9地点で当該種のマミーが採集されたが、6月下旬以降は採集されなかった。放飼地点から最も離れた採集地点は直線距離にして約300mであった。過去に放飼実績のある(2000年2月に約500頭)地区とない地区での調査は6月から11月にかけて行われ、いずれも採集されたマミーから羽化した寄生蜂は在来種であった。また、当該種を寄生させたムギクビレアブラムシを野外に配置したところ、当該種の羽化率は100～0%となり高次寄生の影響により羽化率が低下することが示された。

3.まとめ

本年度の調査においては、コレマンアブラバチの放飼施設からの拡散が一部認められた。これは前年における調査とも同じである。ただし、拡散が認められた場合でも、野外のアブラムシに一時的な寄生をするものの継続性はなく、6,7月以降の調査では当該種の寄生は認められなかった。一方、当該種が採集されなかった時期でも在来寄生蜂の寄生が認められていた。徳島県の調査では、当該種は在来寄生蜂による高次寄生の影響によって羽化率が低下することが示されており、当該種の野外環境での定着は、競争種及び高次寄生種の影響を受けることが示唆された。

我が国は農地周辺に多種多様な植物及びそれらに寄生するアブラムシが存在しており、寄生蜂も多種にわたっている。このため、放飼されたコレマンアブラバチにも多くの競争種や高次寄生種が存在するものと考えられ、今後も放飼施設周辺での当該種と在来種の発生状況を調査し、定着の可能性について検討していく必要がある。

．平成 1 9 年度調査計画（案）

水質農薬残留に係る調査

- ・水田農薬河川モニタリング調査
- ・非水田農薬河川モニタリング調査
- ・汽水域等におけるモニタリング調査

農薬環境負荷解析調査

- ・後作物残留実態調査
- ・ドリフト調査

大気中残留農薬に係る調査

天敵農薬に係る調査

水質農薬残留に係る調査

この調査は、農耕地から流出した農薬の公共用水域に至るまでの挙動並びに公共用水域の水質及び水産動植物への農薬の影響を把握することにより、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく水質汚濁性農薬の指定、農薬登録保留基準及び農薬使用基準の検証・充実に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

1. 水田農薬河川モニタリング調査

(1) 目的

水田農薬の河川における流出実態を調査する。

(2) 農薬の選定

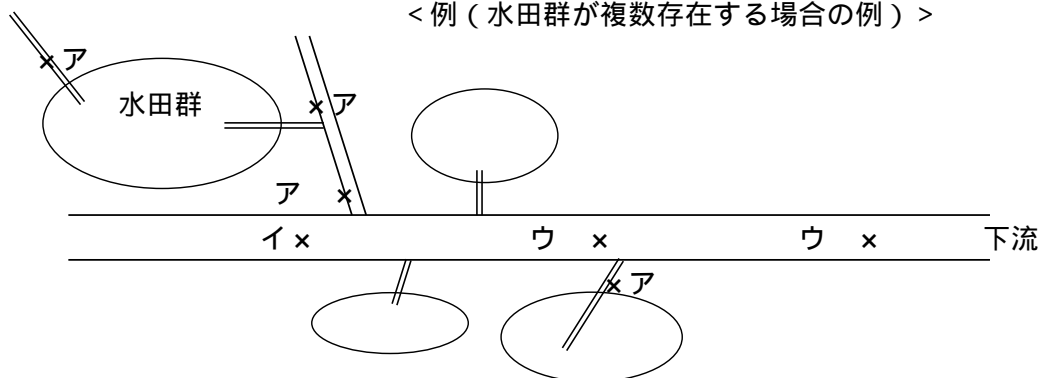
地域において使用量が多い水田農薬を対象とする。

(3) 調査地域及び測定点

環境基準点又は補助点が設定されている河川と関連水系を対象とする。

当該農薬がまとめて使用されている水田地帯に流れ込む用水と水田地帯からの流出水が流入する主たる排水路等（小河川を含む）及び関連河川を選定する。排水路等には「動態観測点」を設置し、河川では当該排水路流入点上流に「上流部観測点」を、下流域では流入点に最も近い「環境基準点又は補助点」を下流部測定点として選定する。なお、水田群が複数独立して存在する場合は代表的な2地区以上を選定するものとし、うち1地区では用水を含む動態観測点を設置し、下流部測定点も複数設置することが望ましい。

< 例（水田群が複数存在する場合の例） >



ア：動態観測点（ア 地点の流量はウの1/10前後であるとなお良い）

イ：上流部観測点

ウ：下流部測定点（環境基準点又は補助点を含むこと）

なお、当該農薬が県内の局部的に使用されている農薬の場合は、当該地区と、そこ

に最も近い「環境基準点又は補助点」との組み合わせで調査を実施してもよい。



(4) 調査方法

以下の短期的調査及び長期的調査のいずれかひとつ、又は両者の組合せを選択する。

短期的調査

当該地域での農薬使用開始前から主たる使用期間の概ね1か月後まで、各測定点で水中濃度調査を実施する。調査間隔は、河川における農薬濃度が最も高くなると考えられる（又は使用最盛期）5日間程度においてはほぼ毎日行い、それ以外の期間は間隔をあけて行う。採水はステンレス又はガラス製の適切な容器を用い、原則として流心から行い、毎回できるだけ同じ時間帯に行う。採水試料はすみやかに分析に供する。検出限界は、原則として1 μg/l以下とする。

		動態観測点	上流部観測点	下流域測定点
農薬使用開始前		~	~	~
農薬使用時期	高濃度期			
	上記以外			
~使用時期終了1か月間		~	~	~

：ほぼ毎日、 ：数日おき、 ：1週間間隔

長期的調査

当該地域での農薬使用開始前から調査を開始し、農薬使用期間においては数日～1週間間隔（使用最盛期はできるだけ高頻度に）で、その後においては2週間～1か月間隔（使用期間終了数か月は2週間おき、その後は1月おき）で、概ね10か月間調査を行う。（の短期的調査終了後に延長して実施する場合は、使用期間終了数か月は2週間おき、その後は1月おきとする。）農薬使用期間終了後における動態観測点での調査は、採水可能な場合のみ実施する。採水法などは に準ずる。

		動態観測点	上流部観測点	下流域測定点
農薬使用開始前～使用期間				
～農薬使用開始後10か月間		()		

：数日～1週間間隔、 ：2週間～1か月間隔

(5) その他の調査

当該河川流域における農薬使用量及び当該圃場群における農薬使用量・使用時期等について可能な範囲で調査する。また、各調査地点におけるおよその流量を明らかにする。うち、動態観測点（ア）では、農薬が高頻度に検出される期間に限り、適切な測定法又は簡易的な推定法を用いてできるだけ毎回流量を調査し、水田群からの農薬総流出量を推定するものとする。その際、上流域から相当量の農薬流入が見込まれる場合には、アの流量も測定する等し、流入農薬量も推定すること。その他の地点の流量は既往の観測データなどで代用してよい。

（６）短期的調査・長期的調査の別を回答用紙に記載する。

２．非水田農薬河川モニタリング調査

（１）目的

非水田農薬の河川における流出実態及び最大濃度を調査する。

（２）農薬の選定

地域において使用量が多い非水田農薬を対象とする。

（３）調査地域及び測定点

当該農薬がまとめて使用されていると考えられる作物（群）の集团的栽培地域を選び、そこからの流出水が流入する河川を選定する。河川に至るまでの間に排水路を含む小水系がある場合にはそこに「動態観測点」を設置し、河川では当該地区からの排水流入点上流に「上流部観測点」を、下流域では流入点に最も近い「環境基準点又は補助点」を下流部測定点として選定する。また、可能であれば動態観測点と下流部測定点の間に「中間観測点」を設置する（中間観測点は下流部測定点の 1/10 程度の流量であるとなおよい）。

（４）調査方法

以下の短期的調査及び長期的調査のいずれかひとつ、又は両者の組合せを選択する。

短期的調査

当該地域での農薬使用開始前から主たる使用期間の概ね 1 か月後まで、各測定点で調査を実施する。調査間隔は、原則として 1 週間間隔で行うこととする。なお、集中した散布が行われた 1 週間は数日おきに行うことが望ましい。また、期間中に降雨があった場合は、可能であれば降雨直後または翌日にも採水する。採水はステンレス又はガラス製の適切な容器を用い、原則として流心から行い、毎回できるだけ同じ時間帯に行う。採水試料はすみやかに分析に供する。検出限界は、原則として 1 µg/l 以下とする。

	動態観測点	上流部観測点	中間観測点	下流域測定点
農薬使用開始前				
使用時期	~	~	~	~
~ 使用時期終了 1 か月間				

：数日おき、 ： 1 週間間隔

長期的調査

当該地域での農薬使用開始前から調査を開始し、農薬使用期間においては数日～1週間間隔（使用最盛期はできるだけ高頻度に）で、その後においては2週間～1月間隔（使用期間終了数か月は2週間おき、その後は1月おき）で、概ね10か月間調査を行う。（の短期的調査終了後に延長して実施する場合は、使用期間終了数か月は2週間おき、その後は1月おきとする。）農薬使用期間終了後における動態観測点での調査は、採水可能な場合のみ実施する。採水法などは に準ずる。

	動態観測点	上流部観測点	中間観測点	下流域測定点
農薬使用開始前～使用期間				
～農薬使用開始後10か月間	()			

：数日～1週間間隔、 ：2週間～1か月間隔

(5) その他の調査

1に準ずる。

(6) 短期的調査・長期的調査の別を回答用紙に記載する。

3. 汽水域等におけるモニタリング調査

(1) 目的

汽水域等における農薬濃度を調査する。

(2) 調査地区及び測定点

河口付近の汽水域又は湖沼を調査地区とし、地区内で少なくとも2カ所測定点を選定する。

(3) 調査対象農薬

流域で用量が多く、測定点において検出が見込まれる農薬を1以上選定する。

(4) 調査方法

各測定点において水中農薬濃度及び底質中農薬濃度を経時的に調査する。調査は、原則として4月から10か月間、毎月1回以上行うものとする。高濃度期には調査頻度を増やすことが望ましい。

採水は流れの緩やかな場所を選び、ステンレス又はガラス製の適切な容器を用い、底質をかく乱しないように注意して行う。底質は採水地点の周囲50cm内の3カ所以上から表層底質をエックマンバージ型採泥器又はこれに準ずるものを用いて行う。小石や動植物等の異物を取り除き、よく混合して試料とする。

採取試料はできるだけすみやかに分析に供する。検出限界は、水試料にあっては原則として1 µg/l、底質試料にあっては原則として0.01mg/kgとする。

(5) その他の調査

流域における農薬使用に関する情報を可能な範囲で調査する。

農薬環境負荷解析調査

この調査は、農薬の環境リスクを総合的に把握し、より環境保全に配慮した農薬使用基準を検討する基礎資料を得るため、施用された農薬の作物及び土壌における動態、並びに周囲へのドリフト等を総合的に調査することを目的とする。

1. 後作物残留実態調査

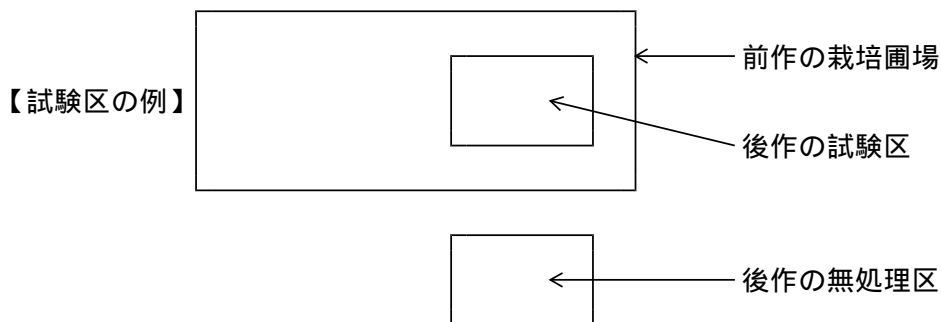
(1) 目的

後作物における農薬の残留実態を把握する。

(2) 圃場及び作物

前作として野菜類等が栽培されている圃場（区画）を選び、その収穫後に以下に掲げる野菜の中から1種類の作物を選定（前作とは異なる作物であって地域で後作物として栽培されているものが望ましい。）し、残留試験に供する。また、対象農薬が使用されていない近隣の区画に無処理区を設置し、同一の後作物を栽培する。試験区面積は10 m²以上とする。

対象とする後作物： うり科野菜
 だいこん又はかぶ
 栽培期間の短い葉菜類



(3) 農薬

前作で使用された農薬の中から、以下の条件を満たすものを調査対象農薬として選定する。吸収移行性のある土壌処理剤を含む2農薬程度を選定できるとなお良い。

前作における使用日、濃度、量などが把握されていること。

前作において土壌への混入又は落下が確実に見込まれること。

後作において当該成分を含む農薬が使用されないこと。

前作、後作を通して分析妨害となる他の農薬成分が使用されないこと。

(4) 後作物の栽培管理

後作物は前作の収穫後、1か月又は地域の栽培慣行における作付け間隔、のいずれか短いほうの期間をおいた後に作付けを行う。前作の残渣は取り除き、耕起、施肥な

ど栽培慣行を確実に実施したのちに後作物の作付けを行う。後作物の栽培管理は慣行に準じて行う。

(5) 残留調査

土壌の調査

前作の収穫後（耕起前）、後作の作付け時、及び後作の収穫時の3回（可能な場合は前作の農薬処理後においても行う）、試験区から表層土壌を採取して対象農薬の土壌中濃度を調査する。無処理区は後作の作付け時のみ調査する。土壌採取は4か所以上において表層から10cmの深さまで採取し、よく混合して分析に供する。土壌残留量は乾土当たりのmg/kgで表示する。定量限界は原則として0.1mg/kg以下とする。

作物の調査

後作物の収穫期に、残留基準に定める可食部を各区から十分量採取し、対象農薬の分析を行う。だいこん又はかぶにあつては、つまみ菜（本葉1.5～2葉期）及び間引き菜（本葉4～5葉期）も調査対象に含める。分析は、採取後できるだけ速やかに行うものとする。定量限界は原則として0.01mg/kg以下とする。

(6) その他の調査

試験圃場の土壌種別、耕種概要、農薬使用履歴、試験期間中の天候・気温・降水量等を調査する。

2. ドリフト調査

(1) 目的

ドリフトに配慮した慣行散布法による圃場外へのドリフト量を調査する。

(2) 対象とする散布方法

病害虫防除を目的とした液剤の慣行散布法（動力式）とする。

(3) 農薬

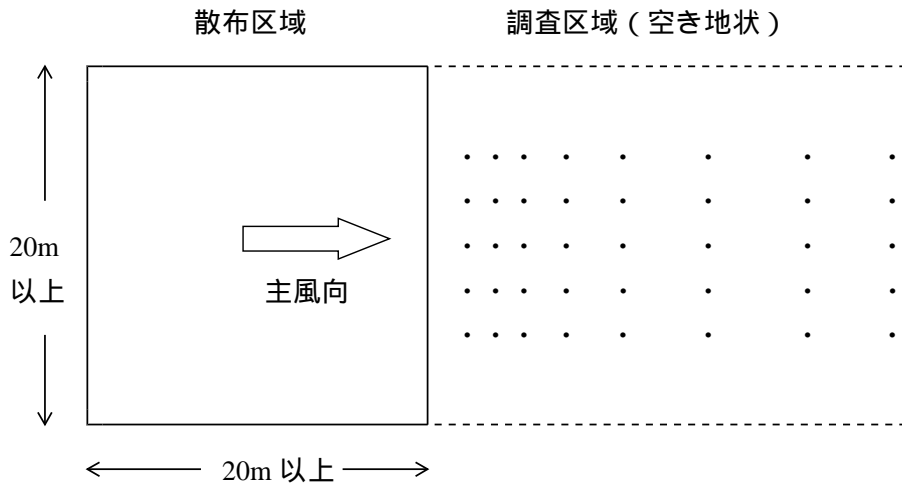
任意の散布剤（殺菌剤又は殺虫剤）とする。可能であれば2農薬を混用し供試する（蒸気圧が同程度のものが望ましい）。

(4) 試験区・散布条件

使用する散布機及び農薬の目的にあった作物が栽培されている圃場で、風下側に開けた調査区域を設定する。圃場（散布区域）は、少なくとも長さ20m×奥行き20mを確保するものとする。平面的な作物に用いる散布法について作物栽培圃場が確保できない場合は裸地条件でもよい。

(5) トラップと設置方法

トラップにはガラスシャーレを用い、地上に水平に設置する。シャーレの大きさは任意でよいが、内径9cmのものが扱いやすい。トラップは散布区域と調査区域の境界を起点とし、(2m), 3m, 5m, 7.5m, 10m, 15m, 20m, (30m, 40m, 50m)の位置に設置する（()は可能な場合に設置）。トラップ列は1～2mの間隔で5列設置する。なお、風向きが不安定な場合は2方向以上にトラップ列を設置することが望ましい。その場合、主風向以外の方向のトラップ列数及び設置距離は減らしてもよい。



（ 6 ） 試験の実施方法

噴霧量の把握

試験に先立ち、使用する散布機の各供試条件下における時間当たりの合計噴霧量を調査しておく（L/min）。測定は2回繰り返して行う。

散布条件

ドリフトに配慮した慣行散布法として、以下の条件で散布する。

・動噴手散布の場合

ノズル先端圧が 1.5MPa 以下となるような圧力とし、風下にノズルを向けないように注意しながら散布する。

・ブームスプレーヤの場合

ブームの高さを適切に保ち、適正な速度で散布する。散布圧力は 1.5MPa 以下とする。旋回時には噴霧を確実に止める。

・スピードスプレーヤの場合

作物にあったノズル配置調整を行い、適切な風量を選択する。旋回時には外側の噴霧を止める。端列散布の際は必要に応じて送風を止める。

散布

散布は風向及び風速が安定している時に行うこととし、3m/s を超える強風下での散布はさける。各区での実散布時間を計測し、 の噴霧量から各区について実散布量を計算する。隣接区の散布は、トラップを回収したのちに行う。

トラップの回収

飛散浮遊粒子が落ち着いた後、各シャーレに蓋をして回収する。

風速等の観測

散布開始から終了まで、風向、風速、気温、湿度を観測し記録する。風速は調査区域内の任意の 1.5m 程度の高さの地点で調査する。また、試験時の天候も記録しておく。

（ 7 ） 試験の反復

試験は、風速条件が異なる日に計2回以上実施する。

(8) 分析操作

トラップの抽出・分析

当該農薬の分析に適した有機溶媒を各シャーレに一定量ずつ入れ、十分に溶出させた後に回収して分析サンプルとする。濾紙トラップからの抽出もこれに準じて行う。同一距離又は高さに置いたトラップからの抽出液はまとめてひとつの分析サンプルとする。抽出操作はできるだけ速やかに行う。分析は当該農薬の分析法に準ずる。代謝物の分析は要しない。

添加回収試験

用いたシャーレ及び濾紙に当該農薬の一定量を添加し、十分風乾させた後に回収試験を行い、回収率を確認する。

(9) 結果のまとめ

トラップ面積当たりの各農薬の検出量から 1 m²当たりのドリフト量を計算し、1 m² 当たりの実散布量に対するドリフト率として、それぞれ距離別に結果を表示する。

大気中残留農薬に係る調査

航空防除により散布された農薬の散布区域内及びその周辺における大気中の残留実態を調査する。また、近年散布面積が拡大している無人ヘリコプターによる航空防除について、大気中における残留実態を調査するとともに、ドリフト量等も調査する。

1 . 有人ヘリによる航空防除の調査

(1) 調査地区の選定

水田或いは森林において、航空防除（有人）が行われており、農薬の使用状況が把握しやすい地区を調査対象とする。

(2) 調査対象農薬

調査対象農薬は、使用量が比較的多く、データの蓄積の少ない航空防除用農薬の中から事務局と協議のうえ選定する。

(3) 調査方法

採取試料

大気、河川水（散布地域付近に河川等が存在する場合）

調査場所及び調査時期

調査場所は、原則として散布区域内、散布区域の境界から 50m、100m の地点及び散布除外地域（学校、住宅地、浄水場等）とする。調査時期は、原則として散布前（前日又は散布当日早朝）、散布当日（散布中、散布直後、気中濃度が高い状態になると見込まれる時間帯）、散布後 1 日目（日出前、気中濃度が高い状態になると見込まれる時間帯）、2 日目及び 4 日目（気中濃度が高い状態になると見込まれる時間帯）とし、地域の状況に応じて適宜設定する。

なお、散布区域を中心として東西南北の方向に測定ポイントを置いた例を下記に示すが、地域の気中濃度を適切に測定できる方法であれば例示したものに拘るものではない。

採取方法及び分析方法

大気

採取方法及び分析方法は、所定の方法によるものとする。

なお、同一試料について、2回以上繰り返して分析を行うものとする。

河川水

分析法は、環境省告示等に定める方法等によるものとする。

なお、同一試料について、2回以上繰り返して分析を行うものとする。

(採取例)

測定位置 測定時期 ¹⁾	散布区域 内	散布区域外 (散布区域の境界からの距離(m)、方向)					
		100m ²⁾				50m	散布除 外地域
		東	西	南	北	風下	
散布前							
散布当日	散布中						
	散布直後						
	13時頃						
1日目	日出前						
	13時頃						
2及び4日目	13時頃						

注1) 早朝に航空防除が行われる場合を想定

2) 散布区域の形状、風向き等から、測定地点は東西南北の4方位あるいは南北又は東西のいずれか2方位を基本とし、うち1方位について散布前日に測定する。

(4) 結果のまとめ

以下の項目について調査しまとめる。

調査地区の概要(見取り図を含む)

調査対象農薬と散布の詳細

調査法

分析結果

調査期間中の気象

結果のまとめと考察

2. 無人ヘリによる航空防除の調査

(1) 調査地区の選定

有人ヘリの場合に準ずるが、できるだけ大きくまとまった散布地区を選定する。
散布区域内に無人ヘリ散布が行われない圃場が含まれてもよい。

(2) 調査対象農薬

地域において使用量の多い農薬の中から事務局と協議のうえ選定する。

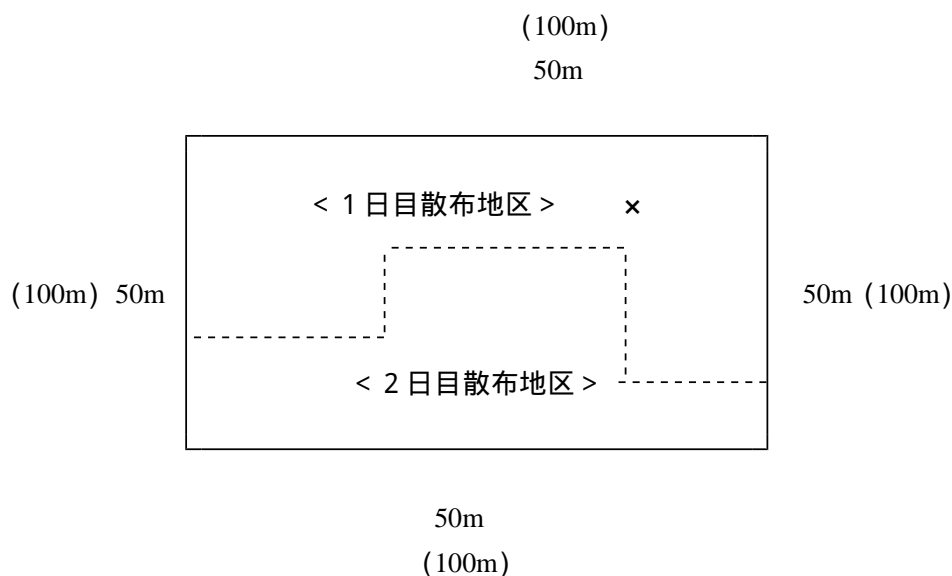
(3) 調査方法

以下のいずれか又は全部の調査を実施する。

気中濃度の調査

有人ヘリの場合に準ずるが、以下に留意する。

無人ヘリでは2日以上にわたって散布が実施されたり、散布圃場がモザイク的になることがあるので、採取地点の選定に際しては散布計画を十分に把握する必要がある。
散布が2日にわたって実施される場合の一例を図示する。



調査のタイミング(例)

散布前日	・ 13時
散布当日(1日目区)	・ 散布中(散布区域内調査点(x)の通過後) ・ 散布直後(1日目区の散布終了後) ・ 13時
散布1日後 (2日目区散布)	・ 日の出前 ・ 散布中(風下地点のみ調査) ・ 散布直後(2日目区の散布終了後) ・ 13時
散布2日後	・ 13時

結果のまとめは有人ヘリの場合に準ずる。

ドリフト量の調査

50m 四方以上の散布区域の周囲に十分な調査区域が確保できる場所を実施する。

調査区域には適当なサンプラー（ガラスシャーレ又は濾紙）を、散布区域内、境界から 5 m、10m、15m、20m、30m、40m、50m の各地点に設置する（各地点では数 m 間隔で 3 個程度設置する）。設置方向は散布時の風向により適宜判断するものとするが、判断が困難な場合には散布区域の周囲 4 方向にそれぞれ設置する。

サンプラーは散布が終了したらすみやかに回収し、分析に供する。同一距離に設置したサンプラーからの抽出液はまとめてひとつの分析試料としてよい。

その他の詳細は「農薬環境負荷解析調査 / ドリフト調査」を参考にする。

河川中濃度の調査

散布区域に隣接する河川における農薬濃度を調査する。調査方法は「水質残留農薬に係る調査 / モニタリング調査」を参考にするが、調査地点及び調査期間は縮小して計画してよい。

天敵農薬に係る調査

天敵農薬が使用されている圃場周辺地域における当該天敵の拡散及び在来天敵との競合の実態等を調査することにより、天敵農薬の生態影響を把握し、今後、天敵農薬のリスク評価を行うための基礎資料を得る。

(1) 対象天敵

コレマンアブラバチ

(2) トラップの選定

圃場周辺において当該天敵をトラップするために適当と考えられるトラップ（被食生物または寄主生物を寄生させた植物トラップ、粘着トラップ等）を選定する。トラップの有効性は、事前に確認することが望ましい。

(3) 圃場周辺における調査

当該天敵農薬が使用されている圃場及びその周囲（ 2 以上の方角において 100m 以内に 2 地点以上）に、天敵放飼前から数か月以上トラップを設置し、経時的にトラップ個体数を調査する。トラップは適切な期間ごとに交換する。

また、比較のために、当該天敵が使用されていない別の地区において、さらに可能であれば過去に当該天敵が使用され現在は使用されていない地区においても、同様の調査を行う。